平成２３年（フ）第３３２号
徳島市春日２丁目２番17号　笹尾マンション201号、旧住所徳島市中島田町３丁目79番地の４
債務者　船戸　隆行
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２５号
福岡県久留米市荘島町８番地５　豊国久留米駅前スカイマンション201号、前住所福岡県三井郡大刀洗町大字冨多1277番地１
債務者　佐田　悦子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３３号
沖縄県石垣市字平得322番地　コーポ山城203
債務者　草野　　勇（旧姓児玉）
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　那覇地方裁判所石垣支部

平成２３年（フ）第４２号
福井県坂井市丸岡町今福第14号30番地　パークハウスＫ　Ｃ　202号室
債務者　内藤　裕嗣
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７０号
福井市光陽１丁目19番33号
債務者　真保　　塁
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２１号
福井市河水町第４号49番地
債務者　門　　寛和
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２６号
福井県大野市泉町11番８号、旧住所福井県大野市陽明町４丁目711番地
債務者　久司きく江
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８８号
福井市花月４丁目９番10号
債務者　高橋　仁已
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１５号
福井市高田町第19号34番地
債務者　岡田　博規
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２１号
福井県坂井市丸岡町北横地第19号１番地24
債務者　坪川　洋子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２４号
福井県鯖江市糺町第27号１番地14
債務者　林　　理藏
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５５号
山口県岩国市通津3785番地２棟261号
債務者　勝重　智広
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第３３９号
徳島市方上町馬越26番地
債務者　宮本　直輝
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２８号
長崎県佐世保市須佐町５番１号　MMコーポ301、旧住所長崎県佐世保市三浦町１番１号エステュディオブリサマリナ602
債務者　一丸　雅裕（旧姓高鍋）
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２４６号
長崎県東彼杵郡波佐見町村木郷2405番地25
債務者　前田　正弘
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２４７号
長崎県東彼杵郡波佐見町村木郷2405番地25
債務者　前田　圭子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２４８号
長崎県東彼杵郡波佐見町村木郷2405番地25
債務者　澤田　君子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
兵庫県丹波市氷上町横田445番地１　ファミールメゾン203号
債務者　富士　真代
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　神戸地方裁判所柏原支部破産係